

〔事案 2025-144〕 損害賠償請求

・令和 8 年 4 月 17 日 和解成立

＜事案の概要＞

保険会社担当者の誤説明により、想定していなかった将来発生する税負担相当額の損害を被ったとして、損害賠償の支払を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 27 年 12 月に契約したこども保険について、保険会社担当者から、本契約にもとづき支払われる教育資金（祝金）および満期保険金が、本来は雑所得として課税されるにもかかわらず、一時所得として非課税であるとの誤った説明を受け本契約を締結した結果、想定していなかった将来発生する税負担相当額の損害を被ったため、損害賠償の支払を求める。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1) 当社担当者の当時の記憶が明らかではなく、申立人の前でメモを書いて説明をしたかどうかは明らかではないものの、本件は、客観的証拠として手書き計算メモが残されていることから、当社は、担当者が課税上の取扱いについて誤った説明をしたことは争わない。
- (2) 申立人が主張する損害は、将来想定される課税相当額であって現実には損害は発生していない。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時における保険会社担当者による申立人への説明状況等を確認するため、申立人および保険会社担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、申立人の請求は認められないが、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人は、事情聴取において、本契約の募集時、保険設計書の上記記載を見て、本契約の教育資金（祝金）および満期保険金に税金が発生するのか質問したところ、募集人または保険会社担当者がその場で本件手書きメモを作成し、教育資金（祝金）が一時所得となるため税金がかからないと説明を受けたなどと陳述し、本件手書きメモは契約の際に保険会社から受領した書類ファイル内に保管していたなどと陳述している。これに対し、保険会社は、本件手書きメモの字が保険会社担当者のものである可能性が高いことから、保険会社担当者が課税上の取扱いについて誤った説明をしたことを概ね認めている。
- (2) そして、保険会社担当者は、事情聴取において、担当者等の質問に対する説明として、手書きでメモを作成して担当者に渡すことはあるが、お客様への説明方法としてその場で手書きメモを作成して渡すことはないなどと陳述しているが、当時の記憶が明らかではなく、本件手書きメモの筆跡は自身の筆跡に似ているなどと陳述している。

以上からすると、本件手書きメモが申立人の面前で作成されたのか、それとも保険会

社営業所で保険会社担当者が作成したメモを募集人が申立人に交付したのか、その作成経緯が必ずしも明らかではないが、申立人が募集人または保険会社担当者から本件手書きメモを受け取り、その際に本契約の教育資金（祝金）および満期保険金が非課税であるとの誤った説明を受けた可能性が高いと言える。